

日向市 介護保険 住宅改修の手引き



© (一社) 日向市観光協会

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課
(令和5年8月)

目次

1. 住宅改修について	P1
2. 対象者について	P1
3. 対象となる工事の種類	P2
4. 支給額について	P3
5. 支給方法について	P3
6. 申請手続の流れについて	P4
7. 申請に必要な書類について	P5
8. 申請書の記入例 ～事前申請～	P6
9. 申請書の記入例 ～内容変更・取下げ～	P15
10. 申請書の記入例 ～工事完了～	P16
11. 留意点について	P20
12. Q&A	P21

1. 住宅改修の概要

介護保険の住宅改修費は、利用者に対して支払われる給付費であり、家屋改修工事費補助金ではありません。心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図り、また、**利用者の資産形成につながらないよう、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡も考慮して、手すりの取り付けや床段差解消などの比較的小規模な改修を行い、自立した生活を支援するため**住宅改修の費用を支給するものです。

2. 対象者について

- ①日向市内の被保険者
- ②介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている方
- ③介護保険費保険証に記載されている住所地の住所に実際に居住している方
- ④在宅で生活されている方

※認定申請中、又は入院中などの方は、事前申請時に「自己負担承諾書」を提出した場合に限り、申請が可能です。

※以下の条件にひとつでも該当する場合は対象となりません。

- 要支援又は要介護の認定有効期間外に住宅改修の工事を着工した場合
- 事前申請をしていない場合
- 事前申請後、工事が行われなかった場合
- 退院前に改修を行ったが、在宅復帰できなかった場合
- 新築や増築工事に伴うもの
- 老朽化、摩耗、消耗が原因の改修を行う場合
- 日常生活上必要でない動線（趣味嗜好・リハビリ目的）への改修を行う場合

3. 対象となる工事の種類

対象となる工事の種類は、次のとおりです。

工事の種類		場所	内 容
①	手すりの取付け	廊 下 トイレ 浴 室 玄関等	転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもので、壁や床に取付工事を行い、固定されるものが対象 ※取付工事を行わないもの、固定されていない家具への取付け等は対象外
②	段差の解消	居 室 廊 下 トイレ 浴 室 玄関等	段差や傾斜を解消するための住宅改修で、敷居を低くする工事、スロープ又は式台を設置する工事、床のかさ上げ等が対象 ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する工事、取付けに工事を伴わないスロープ等は対象外
③	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居 室 トイレ 浴 室 階段等	畳敷からフローリング、ビニル系床材等への変更、ノンスリップタイルや滑りにくい舗装材への変更等が対象 ※固定しない滑り止めマットの設置等は対象外
④	引き戸等への扉の取替え	居 室 トイレ 浴 室 玄関等	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン（シャワーカーテンは除く）等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等が対象 ※自動ドアの動力部分の設置にかかる費用等は対象外
⑤	洋式便器等への便器の取替え	トイレ	和式便器から洋式便器へ取り替える工事、既存の便器の位置や向きを変更する工事等が対象 ※福祉用具購入品目である腰掛便座の設置、洋式便器から暖房便座・洗浄機能等の付加した洋式便座への取替え、水洗化又は簡易水洗化に伴う工事費用等は対象外
⑥	その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事等 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整理 ④扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事、便座の取替えに伴う床材の変更

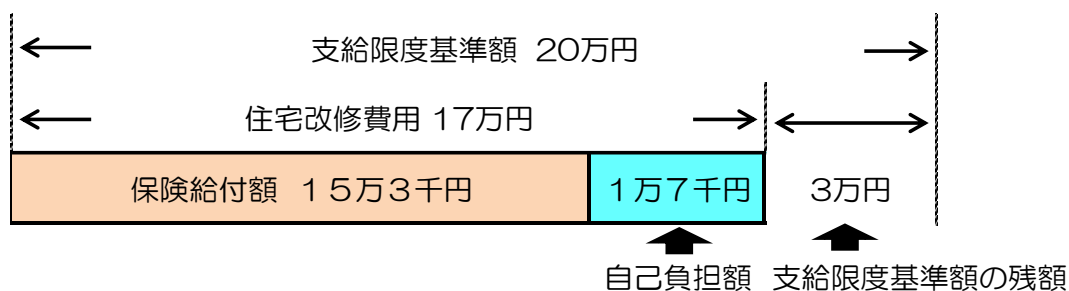
4. 支給額について

対象となる住宅改修に対し、支給限度基準額を20万円として、住宅改修費用の9割、8割または7割が支給されます。

また、支給限度基準額の20万円に達するまでは数回に分けて支給申請できますが、改修費用が20万円を超えた分については自己負担となります。

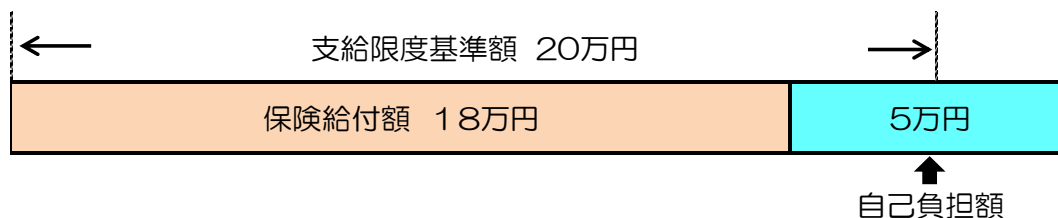
ただし、要介護等状態が著しく重くなった（要介護等状態区分が3段階以上上がった）場合や転居した場合については、再度、支給が受けられる場合があります。

（例1）住宅改修費用が17万円、負担割合が1割の場合



※その後、残り3万円までが住宅改修の対象となる。

（例2）住宅改修費用が23万円、負担割合が1割の場合



5. 3段階リセットの例外（別紙参考資料あり）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能となります。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1

- ・要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されません。
- ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われます。
- ・3段階リセットの例外は1回しか適用されません。
- ・ただし、転居した場合は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用されます。

★注意★

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護度が基準となるため、例えば、現在「要介護3」の認定を受けているが、身体の状況が改善し区分変更を行うことにより「要支援2」に下がる可能性がある場合。
初めての住宅改修申請を要介護3の時点で行うことは、今後の3段階リセットの機会をうしなうことにつながってしまいます。
住宅改修の申請・区分変更のタイミングには十分慎重に判断をしてください。

6. 転居リセットの例外（別紙参考資料あり）

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。
- ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

7. 支給方法について

支給方法は、次の2種類のいずれかを選択して利用できます。

事前申請（工事着工前）の際の書類が変わってきますので、ご注意ください。

支給方法	内容
①償還払い	被保険者が住宅改修費用の全額を一旦改修業者に支払い、被保険者が市に支給申請することで、対象改修費用の9割、8割または7割を市から被保険者に支給します。
②受領委任払い	被保険者が対象改修費用の1割、2割または3割のみを改修業者に支払い、改修業者が市に申請することで対象改修費用の9割、8割または7割を市から改修業者に支給します。

8. 申請手続の流れについて

●申請から支払までの流れ

担当のケアマネジャーに相談します。

担当ケアマネジャーがいない場合や介護保険の認定を受けていない場合は、お近くの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、又は市にご相談ください。

被保険者やご家族、ケアマネジャー、改修業者がお互いに話し合っ、住宅改修の検討を行い、ケアマネジャーや改修業者が必要な書類を作成します。

※ケアマネジャーは、複数の改修業者から「見積書」を取るよう、被保険者へご説明ください。

※必要に応じて、建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者等による住宅評価や日常生活動作の確認等をするようにお願いします。

【事前申請】

ケアマネジャー等が事前申請の書類一式を市に提出します。

※事前申請の書類一式については、P5の(1)でご確認ください。

高齢者あんしん課で書類審査等を行った後、工事着工の承諾をお知らせします。

※事前審査済通知書を被保険者あてに郵送し、ケアマネジャーに電話でお知らせします。

【工事着工 ⇒ 完成】

※事前申請時の内容・費用等に変更が生じた場合は、「住宅改修事前内容変更申出書(P15)」を提出してください。提出後、再度審査を行いますので、それまでは工事を中断してください。

【工事完了後の申請】

ケアマネジャー等が工事完了後の申請書類一式を市に提出します。

※工事完了後の申請書類一式については、P5の(3)でご確認ください。

高齢者あんしん課で書類審査等を行った後、支給決定通知書を被保険者あてに郵送します。

※「②受領委任払い」の場合は、改修業者にも支給決定通知書を郵送します。

「①償還払い」の場合は被保険者本人の口座、「②受領委任払い」の場合は改修業者の口

座に保険給付額を振り込みます。

9. 申請に必要な書類について

工事着工前と工事完成後（及び変更・取下げ時）に以下の書類を市に提出してください。
 ※書類の様式は、市のホームページに掲載しています。

（１）事前申請の書類（工事着工前）

●介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書	
①償還払いの場合	
⇒「介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書」	・・・ P6
②受領委任払いの場合	
⇒「受領委任払用介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書」	・・・ P7
●住宅改修が必要な理由書	・・・ P8
●工事費見積書	・・・ P9
●函面	・・・ P9
●施工前写真	・・・ P10
●住宅所有者の承諾書	・・・ P11
※住宅の所有者が本人・同居の家族以外の場合	
●自己負担承諾書	・・・ P12～14
※介護保険の認定申請中、医療機関等の施設に入所中、転居予定の場合	

（２）工事内容の変更や取下げ時の申請書類

●住宅改修事前申請内容変更申出書	・・・ P15
●その他、必要に応じて変更となる関係書類を添付	

（３）工事完了後の書類

完了後の書類一式についても、担当ケアマネージャーからの提出をお願いします。
 ※退院日等を確認させていただく場合があるため。

●介護保険住宅改修完了報告書	・・・ P16
●領収書（原本・コピー）	・・・ P17
※原本は書類提出時にコピーと確認し返却	
●施工後写真	・・・ P17
●介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書	・・・ P18
●請求書	・・・ P19

10. 申請書の記入例 ～事前申請～

●介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書（①償還払いの場合）

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

日向市長様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____
(電話番号 _____)
被保険者番号 _____

介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書

介護保険における住宅改修を行いたいので、下記書類を添付して提出してください。

記

- 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員による）
- 工事費見積書
- 図面（改修内容がわかるものなら提出してください。）
- 施工前写真（改修前後を撮影すること。）
- 住宅所有者の承諾書（所有者が同居の家族以外の場合）

※認定申請中の場合は自己負担の承諾書

「日向市高齢者住宅改修助成事業」利用の有無 有 無
「日向市障害者住宅改修助成事業」利用の有無 有 無

申出日（提出日）を記入

被保険者の住所・氏名等を記入

印鑑は他の書類と全て同一のものを押印

提出書類に全てチェックマークがついてるか確認して提出してください。

●受領委任払用介護保険居宅介護（支援）住宅改修申出書（②受領委任払いの場合）

様式第2号（第3条関係）

令和 年 月 日

申出日（提出日）を記入

日向市長様

住所 _____

被保険者の住所・氏名等を記入

氏名 _____ 印

（電話番号
被保険者番号

印鑑は他の書類と全て同一のものを押印

受領委任払用介護保険居宅介護

介護保険における住宅改修を行いたいので、下記書類を添付し事前審査を申し出ます。

提出書類に全てチェックマークがついてるか確認して提出してください。

- 住宅改修が
 - 工事費見積
 - 図面（改修内容が_____なら様式不問。段差等は数値にて明示すること。）
 - 施工前写真（撮影日をいれること。）
 - 住宅所有者の承諾書（所有者が同居の家族以外の場合）
- ※認定申請中の場合は自己負担の承諾書

「日向市高齢者住宅改造助成事業」利用の有無 有 無

「日向市障害者住宅改造助成事業」利用の有無 有 無

改修業者

所在地

事業者名

代表者名

改修業者の所在地・事業所名・代表者名を必ず記入

代表者印、もしくは社印と代表者の私印を必ず押印する

委任状

住宅改修費支給申請及び受領に関する権限を上記改修業者に委任します。

氏名 _____ 印

対象者本人の氏名を記入

印鑑は他の書類と全て同一のものを押印

●住宅改修が必要な理由書（具体例：手引き P）

利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握する。

①利用者の身体状況

- ・利用者の状況は、日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。
→健康、疾病、日常生活動作等については利用者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士など）、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。
→特に疾病の状況把握については、利用者本人の生活の基調をなすものなので、関係機関と十分な連絡を取り合う必要があります。
- ・入院（入所）中の場合は、必ず退院（退所）予定日を記入してください。

②介護状況

- ・どういう介護（サービス）が提供されているかが住宅改修の必要性を判断するうえで重要となります。
→各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護（見守り含む）の状況も記述します。
→住宅改修を行うことにより、どのような介護状況が想定されるかの記述もあるとさらによいでしょう。
→下肢筋力の低下等における住宅改修の申請の場合で、リハビリ等のサービスを利用していない場合には、その理由を記載してください。（サービス拒否、費用的、体調等の観点等）

③住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- ・介護給付の場合であれば、介護支援専門員が専門家の立場から利用者や家族の希望を把握する必要があります。
- ・利用者、家族の希望をよく踏まえたうえで、リハビリテーションなどの専門家の意見も提供したうえで、利用者、家族が納得する内容を取り入れましょう。利用者、家族の希望だけを取り入れて行った住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。
→利用者と家族の希望が必ずしも一致しているわけではないので、十分な情報収集が必要となります。
→利用者、家族の希望を把握した上で、利用者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針につい

て専門職の立場からの意見を示し、利用者がそれを理解し、納得した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

④福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

- 福祉用具との関係から、どういった改修が行われるかを判断するための項目です。
- 改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックしてください。
- 介護保険で給付されている福祉用具に限ったものではありません。
- 改修工事に取り付ける手すり、スロープは含みません。
- 利用者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせで一体的に検討することが重要です。
- 利用する福祉用具によって、スペースの確保や階段解消の必要性が異なります。
- 手すりや杖をどのように使い分けるかなど、具体的な生活動作の必要性に応じてリハビリテーションの専門職等に確認します。

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護			
	住所	1・2	1・2・3・4・5				
作成者	現地確認日	年 月 日	作成日	年 月 日			
	所属	現地確認日・理由書作成日を記入してください。					
	氏名						
	連絡先						
保険者	確認日	年 月 日	評価額				
	氏名						

介護度は理由書作成日における内容を記入してください。

<総合的状況>

利用者の身体状況	<ul style="list-style-type: none"> ●立ち上がりやバランス保持、移動といった生活導線に関する身体状況を記述する。 ●屋内の移動方法(つかまらないうで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など)は必ず記述する。 ●さらに、屋外に関連する改修する場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。 	福祉用具の改修前の利用状況と改修後の想定		
介護状況	<ul style="list-style-type: none"> ●各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。 ●見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。 	<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 特殊車台 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 巾着 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 移動用リフト <input type="checkbox"/> 腰掛便座 <input type="checkbox"/> 特殊原器 <input type="checkbox"/> 入浴補助用具 <input type="checkbox"/> 簡易浴槽 <input type="checkbox"/> その他 () () ()	改修前	改修後
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえたうえで、総合的に記述する。 ●これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしたいのかを記述する。 ●具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●住宅改修が必要な理由書（具体例：手引き P）

改善しようとする生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかを記述する。

住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述する。

①改善をしようとしている生活動作

・”入浴動作”と記述しただけでは、何をどう改善したらよいかわかりません。浴室内での移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が大きく変わります。

・改善したい動作をより具体的に把握することで、始めて改修方針が見えてきます。

→そのためには、訪問看護師や訪問看護師等から情報を得ましょう。

→可能であれば、利用者本人や介護者に、普段の一連の動作を再現してもらいましょう。

②具体的な困難な状況

・困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながりません。

→利用者本人の心身状況や動作

→介助方法

→住環境の現状

※例えば、「寝室からトイレの導線に段差が多く、伝い歩きでは不安」でも少し具体化されましたが、さらに「寝室と廊下、廊下とトイレに各3センチ程度の段差があり、つまづきやすい」などと具体的に状況を記述すると、改修の方針が定まりやすくなります。

③改修目的・期待効果

・住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。

・明確にしないと、行った改修が本当に利用者のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。

→目的や効果を明確にすることで、利用者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

④改修の方針

・改修目的・期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の方針を具体的に記述します。

→施工者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともにプランを検討します。

→現場を訪問して、改修箇所を確認します。

→また、可能であれば利用者に実際に動作をしてもらって確認するよいでしょう。

→その際、福祉用具の利用も考慮します。

⑤改修項目（改修箇所）

・改修内容を工事の種類ごとに整理します。

→整理をすることで、住宅改修費の支給となるものと、そうでないものを確認することができます。

外出するための導線に関する取り扱いについて

住宅改修が必要な理由書

<P1の「総合状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目⑤改修箇所を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
<p>・改修しようとしている具体的動作についてレ点チェックをする。</p> <p>・今回改修の対象でない項目にはレ点チェックする必要はない。</p> <p>・入浴・排泄・外出活動に関連して、浴室・トイレ・玄関までの移動については各活動の欄にレ点チェックをする。 (ただし、この場合、移動について各活動(排泄・入浴・外出・その他)に共通する内容は、②において、例えば、「排泄」の欄だけに記述し、各活動の欄に重複して記述する必要はない。)</p>	<p>・生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。</p> <p>・本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っているというように具体的に記述する。</p> <p>・「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車椅子を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」など)で、それがどのように困難なのかを具体的に記述する。</p> <p>・改修案の検討の際はすべての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</p> <p>・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認する。</p> <p>・①のレ点チェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。</p>	<p>・①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をレ点チェックする(あてはまるものすべてに)</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p><input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする</p> <p><input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p><input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする</p> <p><input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p><input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする</p> <p><input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p>・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</p> <p>・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取り付け位置や寸法も具体的に記述するとよい。</p> <p>・「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</p> <p><input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ()</p> <p><input type="checkbox"/> ()</p> <p><input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え ()</p> <p><input type="checkbox"/> ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他付帯して必要となる工事 ()</p> <p><input type="checkbox"/> ()</p>
<p>その他の活動</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>・「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。 (例えば、「調理：台所までの移動」や「洗濯：洗濯機から洗濯物の取り出し」など)</p>			

要支援の方を居宅介護支援事業所が担当する場合、必ず担当の地域包括支援センターに確認してください。
確認したことの証明は、理由書の空欄に記入してください。

●工事費見積書

住宅改修の見積書様式は、介護保険最新情報 Vol.664（平成30年7月13日）にて、標準様式が示されています。

1. 宛名は被保険者本人（フルネーム）を記入してください。
2. 『手すり取付け工事一式』といった見積もりは認められません。
「住宅改修の種類」「写真等番号」「改修箇所」「改修部分」「名称」「寸法等・規格・商品名」「数量」「単位」「単価」「金額」を適切に記載する。
「材料（商品名等）」「工事費」は詳細が、明確となるように記載する。
「算出根拠」は説明を要する内容（付帯工事あり等）について記載する。対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。対象範囲を明示するのが困難な項目については、その根拠を示すこととなっています。（平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知より）
3. 消費税の1円未満の端数は切り捨ててください。※四捨五入ではありません。

◀ 日向市 介護保険 住宅改修の手引き ▶

ひゅうが 一郎 様 住宅改修見積書

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	①	トイレ	トイレ内壁	(材料費)	○社 木製手すり (商品型番)	5	m	1,000	5,000	
					○社 エンドホルダー (商品型番)	2	個	300	600	
	②	浴室	浴室入口	(材料費)	○社 手すり500タイプ (商品型番)	1	本		15,000	
					○社 手すり500×500タイプ (商品型番)	1	本		20,000	
				(施工費)	取り付け費用	3	箇所		6,000	トイレ1,500 浴室入口1,500 浴槽横3,000
(2)	④	玄関	玄関上がり框	(材料費)	□社 木製踏み台	1	台		15,000	
					固定金具	4	個	200	800	
				(施工費)	大工手間	1	式		5,000	
					取り付け費用	1	箇所		5,000	
				小計					75,400	
				諸経費					5,000	○○費1,000、××費1,000、△△費2,000
				合計					80,400	
				消費税					6,432	
				総合計					86,832	

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

● 図面

- ・改修前後の図面をそれぞれ作成してください。
- ・図面は工事箇所だけではなく、家屋全体の図面を作成してください。
- ・部屋の位置関係がわかるよう、「寝室」や「居室」といった記入をしてください。
- ・ドア等についても引き戸・開き戸、右開き・左開き等がわかるようにしてください。
- ・スロープ工事については、傾斜がわかるように寸法の記入をしてください。
※傾斜は1/8～1/12を推奨しています。

● 施行前写真（例）

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 写真 2020/4/1 </div>	No	1
	改修場所	玄関（外）
	改修の種類	手すり取付け
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 写真 2020/4/1 </div>	No	2
	改修場所	玄関（内）
	改修の種類	段差解消
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 写真 2020/4/1 </div>	No	3
	改修場所	トイレ
	改修の種類	和式便器から 洋式便器への取替え

- ・デジタルカメラ等で撮影し、直接、普通紙などに印刷したもので構いません。
- ・写真には日付を入れてください。
日付機能がないカメラを使用する場合は、撮影の日付を記載した黒板等を使用し、改修箇所が隠れないように撮影してください。
- ・写真は部分的に撮影するのではなく、床からの高さや周囲の状況がわかるように改修箇所

の全体を撮影してください。全体が1枚に入りきらない場合は、複数枚に分割しても構いません。

- 段差解消の場合は、改修前後の段差部分が確認できるよう、全体の写真のほか、物差し等をあて、高さ等がわかる状態の写真も追加してください。
- 改修前後の写真は1対1に対応するように、同じ構図・アングルで撮影してください。
- 工事写真の横に、工事箇所・工事内容を記入します。
- 手すりの長さや形状など、完成予想図を油性ペン等で図示してください。

●住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が本人・同居の家族以外の場合）

令和 年 月 日

日向市長様

申出日（提出日）を記入

住所

所有者の氏名・住所を記入し、押印

印

（電話番号

）

被保険者の氏名を記入

介護保険住宅改修 住宅所有者の承諾書

私は、下記表示の住宅に、 _____ 様が、別紙見積書及び図面の通り住宅改修を行うことを承諾します。

所在地 _____

名称（アパート名等） _____

住宅改修の内容

改修箇所（玄関・廊下等）	改修内容（手すり取付け等）
<p>改修箇所・改修内容を記載の上、所有者に承諾書をもらってください。</p>	

●自己負担承諾書（介護保険の認定申請中の場合）

- ・新規・区分変更申請中の場合は必ず提出が必要です。
- ・更新申請中の場合は、有効期間内に着工できる場合は不要ですが、有効期間を過ぎる可能性がある場合には、提出してください。

令和 年 月 日

要介護（要支援）認定申請中の被保険者に係る介護保険住宅改修費自己負担等承諾書

日向市長様

住所 _____

氏名 _____

被保険者の住所等を記入

※代筆の場合
代筆者 氏名 _____ (続柄 _____)

私は、現在、介護保険要介護（要支援）認定の申請中ですが、下記の事項を承諾した上で住宅改修工事を行います。

記

- 1 住宅改修費支給の対象者は、要介護（要支援）の認定を受けている方になります。
- 2 住宅改修費支給の可否の判断および給付は、認定結果が出てからになります。
- 3 認定結果が非該当（自立）となった場合の住宅改修の工事費用は、全額自己負担になります。

日向市 確認欄	認定日	年 月 日
	要介護度	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5

●自己負担承諾書（医療機関等の施設に入所中の場合）

令和 年 月 日

入院（入所）中の被保険者に係る介護保険住宅改修費自己負担等承諾書

日向市長様

住所 _____

被保険者の住所等を記入

※代筆の場合

代筆者 氏名 _____ (続柄 _____)

私は、現在、医療機関等に入院（入所）中ですが、下記の事項を承諾した上で住宅改修工事を行います。

記

- 1 住宅改修費支給の可否の判断および給付は、退院（退所）して申請対象の住宅に居住していることを確認した後になります。
- 2 退院（退所）後に申請対象の住宅に居住しなかった場合は、この申請は取り下げになります。
- 3 申請が取り下げとなった場合の住宅改修の工事費用は、全額自己負担になります。

日向市 確認欄	退院（退所）日	年 月 日
---------	---------	-------

●自己負担承諾書（転居予定の場合）

令和 年 月 日

申出日（提出日）を記入

介護保険住宅改修費自己負担承諾書

日向市長様

被保険者の住所等を記入

住所 _____

氏名 _____ 印

印鑑は他の書類と全て同一のものを
押印

私は、上記住所に居住していますが、下記表示の住宅に転居する予定で、緊急に住宅改修を行う必要があります。

もし、下記表示の住宅に転居の事実（住民票異動）が確認できない場合は、住宅改修費の全額を自己負担することを承諾します。

転居予定の住所

日向市 _____

11. 申請書の記入例 ～内容変更・取下げ～

●住宅改修事前申請内容変更申出書

様式第4号（第4条関係）

令和 年 月 日

日向市長 様

被保険者の住所等を記入

住所

申出日（提出日）を記入

氏名

印

（電話番号

被保険者番号

印鑑は他の書類と全て同一のものを
押印

住宅改修事前申請書

介護保険における住宅改修事前申請内容について、下記のとおり変更がありますので申し上げます。また必要に応じ関係書類を添付します。

記

【変更内容】

- ・変更するに至った経緯や理由、変更する内容について記入
- ・工事を取りやめる場合は、取りやめとなった経緯を記入

【添付書類】

住宅改修が必要な

工事費見積書（変

図面（変更内容が

施工前写真（撮影日を入れること）

その他

提出書類に全てチェックマークを記入
（変更のあった書類を添付すること）

※市確認欄（記入しないでください）		確認印
変更後の内容（変更あり 変更なし）	給付対象工事金額：	円
総工事金額：	円（内対象工事金額：	円）
（特記・備考）		

12. 申請書の記入例 ～工事完了～

●介護保険住宅改修完了報告書

- ・入院（入所）中または、申請中に申請を行っている場合は、退院（退所）日・認定結果を確認の上提出してください。（退院（退所）日については、聞き取りを行います。）

様式第5号（第5条関係）

令和 年 月 日

日向市長様

住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号)

介護保険住

令和 年 月 日付第 _____ 号で承認を受けた介護保険住宅改修工事は、下記のとおり完了したので、工事箇所の改修後の写真を添付し、届出いたします。

事前審査済通知書の右上に記載の日付・番号を記入

工事完了年月日 令和 年 月 日

工事完了日を記入

※市確認欄（記入しないでください）

介護保険住宅改修事前審査での承認

令和 年 月 日

職 _____

氏名 _____ 印

この欄は記入しないでください。

●領収書

- 原本とともにコピーも提出してください。
※窓口にて確認後、原本を返却します。
- 宛名は被保険者本人（フルネーム）とします。（上様は不可）
- 被保険者本人が実際に支払った金額の総額で作成してください。
※介護保険対象外の工事を行った場合も同様に実際に支払った金額で作成すること
- 給付対象額に1円未満の位がある場合、**被保険者の負担額は端数切り上げ**となります。
（例）給付対象額が11,297円の場合、被保険者の負担額（1割の場合）が1,130円となります。
- 社印や代表者印が押印されたものを提出してください。

●施工後写真

- デジタルカメラ等で撮影し、直接、普通紙などに印刷したもので構いません。
- 写真には日付を入れてください。
日付機能がないカメラを使用する場合は、撮影の日付を記載した黒板等を使用し、改修箇所が隠れないように撮影してください。
- 工事写真の横に、工事箇所・工事内容を記入します。
- 改修前後の写真は1対1に対応するように、同じ構図・アングルで撮影してください。
- 段差解消の場合は、改修前後の段差部分が確認できるよう、全体の写真のほか、物差し等をあてた状態での写真も撮影してください。
- 踏み台、ミニスロープ、手すり付ステップ台等は固定することで給付対象となりますので、留め具又は取付け工程が確認できるように撮影してください。

●介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

様式第 19 号（第 16 条関係）

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号																		
被保険者氏名		被保険者番号																		
		個人番号																		
生年月日	明・大・昭 年 月 日																			
住	住宅の所有者を必ず確認し、本人所有の場合も必ず記入すること。																			
住宅の所有者	介護保険の給付対象額を記入。 （例）23万円の改修費の場合、20万円が給付対象となるため、20万円と記入																			
改修の内容・箇所及び規模																				
改修費用																				
日向市	申請日（提出日）を記入 （支援）住宅改修費の支給を申請します。																			
令和 年 月 日																				
償還払いの場合は被保険者の氏名、住所を記入。 受領委任払いの場合は改修業者の所在地・事業所名・代表者名を記入																				
印 電話番号 _____																				
印鑑は他の書類と全て同一のものを押印																				

この申請書に「介護保険住宅改修完了報告書」「完了後の写真」「領収書」「請求書」を添付し提出してください。
申請者と口座名義人が違う場合は、委任状が必要となります。
居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	銀行	本店	座番号
	銀行名・支店名・種目・口座番号の他、 金融機関コード・店舗コードも通帳を確認し記入		
	フリガナ		
	口座名義人		

13. 留意点について

1. 被保険者の心身の状況等を理由として、住宅改修が必要であると市（保険者）が認め、現在居住する住宅（介護保険被保険者証の住所地）の改修が行われる場合は、支給対象となります。
2. 老朽化・器具の故障、リフォーム等を理由とした工事は、支給対象となりません。
3. 賃貸や分譲アパートの共有部分は、支給対象になりません。
4. 趣味嗜好を目的とした移動等に係る改修や、リハビリを目的とした改修は、支給対象になりません。
5. 新築や増築の場合は、支給対象になりません。
例えば、廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合やトイレの拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。
6. 被保険者本人やその家族が材料を購入し、被保険者本人やその家族が住宅改修を行う場合には、その材料費のみが支給対象となります。
7. 入院（入所）中の方は、退院（退所）予定日が決定している場合に限り、申請することができます。
※住宅改修により居住環境が整い次第、退院（退所）予定の場合も含まれます。
8. 住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われます。
そのため、夫婦それぞれが住宅改修を同時に行う場合は、重複しないようにそれぞれの工事箇所を区別してください。
(例) 便器の取替えに30万円を要した場合は、15万円ずつ申請することはできません。
9. 改修業者の指定はありません。
ケアマネジャーは、複数の改修業者から「見積書」を取るよう、被保険者へご説明ください。
10. 必要に応じて（特に住宅改修のみの介護保険利用の場合）、建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者等による住宅評価や日常生活動作の確認等をするようにお願いします。

14. Q&A

《全体》

Q1 給付対象の工事であれば、必ず介護保険の給付が受けられますか？

A1 ケアマネジャー等が作成する「住宅改修が必要な理由書」に選定理由が記載されている場合のみ、対象となります。

心身状況等に合わせた住環境整備による生活改善を目的としない場合は給付対象となる工事種類でも給付を受けられないことがあるため、工事着工前に担当のケアマネジャー等とご相談ください。

なお、住宅改修を行う場合は、工事着工前の事前申請が必要です。

Q2 申請書に添付する必要がある改修前後の写真は、どのような写真を撮影すればいいですか？

A2 床からの高さや周囲の状況がわかるように改修箇所の全体を撮影してください。

なお、工事前と工事後の写真については、以下の点にも注意してください。

- 工事前の写真について

工事の必要性がわかる写真をお願いします。

(例) 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの

- 工事後の写真について

使用部材がすべて確認できるもの。

コンクリート工事については、固まった後の写真をお願いします。

Q3 要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか？

A3 要介護（要支援）認定の申請中であっても、事前申請時に「自己負担承諾書」を提出した場合に限り、住宅改修の事前申請を行うことができます。

なお、認定結果が「非該当」となった場合は介護保険の対象とはなりませんので、改修費用は全額自己負担になります。

Q4 工事が始まってから被保険者本人に強く言われたため、事前審査時と違う箇所に異なる形状の手すりを設置したのですが、対象となりますか？

A4 対象外です。

事前審査時と異なる箇所・形状の改修を行う場合は、必ずケアマネジャーを通して市に内容変更の申出を行う必要があります。

例えば改修業者がサービスで費用を取らずに改修を行っても、全ての改修について対象外となります。

Q5 住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用や処分費用は対象になりますか？

A5 対象となります。

理由として、これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、当然付帯する工事であるためです。

Q6 浴室の改修について、ユニットバスを設置する場合は対象となりますか？

A6 心身の状況により、次の①から④までのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り住宅改修の対象となります。

①身体状況に合わせ、浴室内の適切な位置に手すりを取り付ける場合

②脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合

③浴室の床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合

④浴室の床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

Q7 工事費内訳書の中で材料費、施工費等を区分できない工事がありますが、全て区分しなければいけませんか？

A7 区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、改修箇所及び数量、長さ、面積等の規模がわかるように記載をしてください。

《手すりの取付け》

Q8 たんすや下駄箱に手すりをつける場合は対象となりますか？

A8 たんすや下駄箱などの固定されていない家具への取付ける場合は、対象外です。

ただし、固定されている家具の場合は対象となりますので、固定箇所の写真を事前申請時に提出してください。

Q9 現在、使っている手すりが使いづらいため、付け替える場合は対象となりますか？

A9 対象となります。

心身の状況の変化に伴い、現在の手すりの利用が困難となったため、手すりの形状や位置などを変更する場合は対象となりますので、心身状況の変化を「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

ただし、単なる老朽化が理由の場合は対象となりません。

Q10 玄関から道路に出るまでの敷地内に手すりを設置する場合は対象となりますか？

A10 対象となります。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

《段差の解消》

Q11 玄関の上り框の段差解消のため、踏み台を設置する工事は対象となりますか？

A11 対象外です。

ただし、固定されている場合は対象となりますので、固定箇所の写真を事前申請時に提出してください。

Q12 浴槽が深いので、取り替える場合は対象となりますか？

A12 「段差の解消」として対象となります。

ただし、浴槽を取り換える必要があるかどうかの判断とは異なるため、対象外となる場合もあります。

Q13 床段差を解消するため、浴室にすのこを制作し、設置する場合は対象となりますか？

A13 対象外です。

入浴補助用具は福祉用具購入費の対象となります。

Q14 車イスで出入りするために、土間をかさ上げして居室との段差を少なくし、木製スロープを作る工事は対象となりますか？

A14 対象となります。

《床または通路面の材料の変更》

Q15 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか？

また、この場合の路盤の整備は付帯工事として対象となりますか？

A15 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。

ただし、タイル・レンガについては、滑りにくいということを確認することができ、路面を平滑にできるものに限り、また、これらの工事に伴う、路盤の整備は付帯工事として対象となります。

Q16 階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを張ったりする場合は対象となりますか？

A16 いずれも対象となります。

ただし、カーペットを置くだけであれば対象となりません。

《扉の取替え》

Q17 押入れや物入れなどの扉を取り換える工事は対象となりますか？

A17 対象外です。

被保険者の出入りのための扉の交換以外は対象となりません。

Q18 開き戸と壁を取り、アコーディオンカーテンに変更する工事は対象となりますか？

A18 対象となります。

Q19 既存の扉が重く開閉が容易ではないため、新しい引き戸に取り換える工事は対象となりますか？

A19 対象となります。

ただし、既存の引き戸が古いため、新しいものに取り換えるという理由であれば対象となりません。

Q20 扉そのものは取り替えず、右開きの扉を左開きの扉に変更する工事は対象となりますか？

A20 対象となります。

扉そのものを取替えない場合でも、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給対象となります。

例えば、右開きの戸を左開きに変更する場合やドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

《便器の取替え》

Q21 便器の取替えに伴う給排水管工事は対象となりますか？

A21 トイレ内の給排水管の長さや位置の変更は対象となります。

ただし、非水洗を水洗化する場合は対象とはなりません。

Q22 既存の洋式便器が低いため、補高便座を取り付ける工事は対象となりますか？

A22 対象外です。

補高便座は福祉用具購入費の対象となります

Q23 和式便器の上に腰掛便座を取り付けて、洋式化する工事は対象となりますか？

A23 対象外です。

腰掛便座は福祉用具購入費の対象となります。

Q24 既存の洋式便器の便座を暖房便座・洗浄機能付きの便座に取り替えた場合、対象となりますか？

A24 対象外です。

和式便器から暖房便座・洗浄機能等が付加された洋式便器に取り換える場合は対象となりますが、既存の洋式便器からこれらの機能等が付加された便座に取り替える場合は対象となりません。さらに、暖房便座・洗浄機能等の電源を確保するための電気工事は付帯工事とはなりません。

Q25 洋式便器の向きを変える工事は対象となりますか？

A25 対象となります。

障害等に対応するよう現に使用している洋式便器の向きを変える工事も対象となります。理由書に身体状況を詳しく記載してください。

Q26 既存の和式便器を改修するのではなく、居室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は対象となりますか？

A26 対象となります。

ただし、既存の和式便器の取り壊しを写真等で確認できる場合に限りです。

Q27 男性用、女性用それぞれの個室にある和式を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っている壁を撤去する費用は対象となりますか？

A27 対象となります。

ただし、便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去ではなく、単に壁を撤去するということだけでは付帯工事には該当しません。